

処分の種類	業務停止処分(30日間) 業務停止期間: 令和2年 8月3日～令和2年 9月1日
処分年月日	令和2年7月7日
商号又は名称 (法人の場合は法人番号)	ホーム・ファイン株式会社 (法人番号 7120001200902)
代表者	金城 昶勲
免許証番号及び免許年月日	大阪府知事(1)第59366号 平成28年12月1日
主たる事務所の所在地	大阪市浪速区
<p>処分等の理由</p> <p>個人を売主、被処分者を媒介業者、個人を買主とする、大阪市生野区所在の建築条件付土地売買契約に関して、以下のとおり法違反があった。</p> <p>被処分者は、以下の書類について内容の異なるものを2通作成し、買主及び金融機関に交付した。</p> <p>(1) 被処分者は、売買代金、金銭貸借の斡旋額について金額の異なる2通の法第35条第1項に規定する書面を作成し、買主及び金融機関に交付した。</p> <p>(2) 被処分者は、以下(i)～(ii)のそれぞれ異なる内容を記載した法第37条第1項に規定する書面2通作成し、(i)については金融機関に交付し、(ii)については買主に交付した。</p> <p>(i) 売買代金14,398,300円、手付金1,000,000円、融資申込額37,800,000円</p> <p>(ii) 売買代金6,800,000円、手付金100,000円、融資申込額事前内定の通り</p> <p>(3) 貴社は、平成30年5月17日付けで買主から媒介報酬を受領したという虚偽の領収書を作成し、金融機関に提出した。</p> <p>これらのことは、宅地建物取引業に関し不正又は著しく不当な行為であり、法第65条第2項第5号に該当する。</p>	